資料2

H25.5.22　市民サービス課
千葉市市民参加協働推進会議資料

地域活性化支援事業の概要について

地域の生活課題の解決や地域活性化の視点に基づいて自主的な取組を行っているさまざまな活動団体に対して、活動資金の支援を行い、地域活性化や継続的な活動の発展を図ることを目的とした事業。昨年度まで各区役所で実施していた「地域づくり活動支援事業」を再編・拡充し、平成25年度より「地域活性化支援事業」として創設した。

〔対象団体〕　町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、ＮＰＯ、商業団体　等

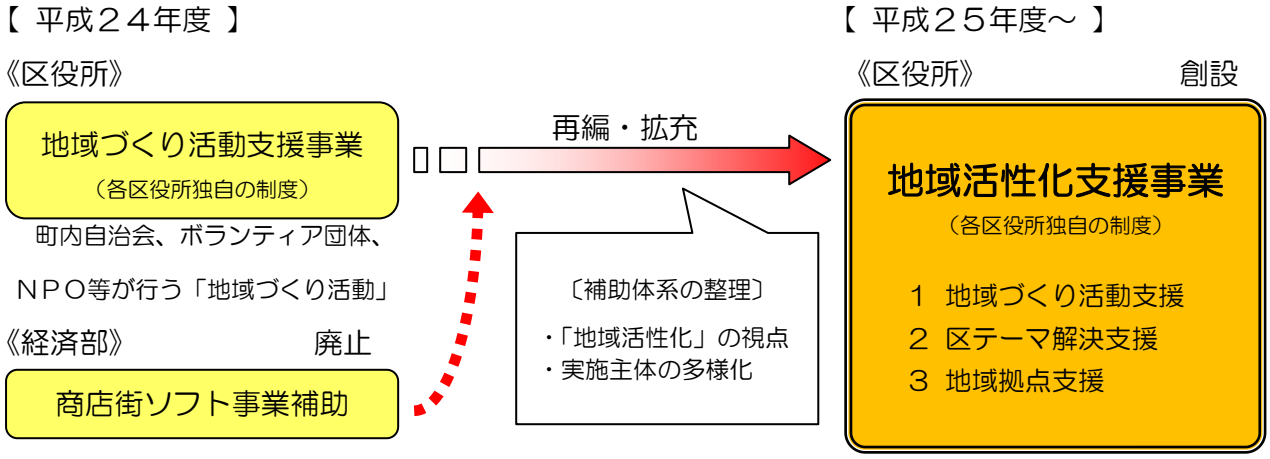

1　地域づくり活動支援　‥‥　地域づくり活動に対する一般的な補助

地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動全般を対象とする。

限度額：20～30万円　　補助率：10/10、1/2　　補助期間：単年度、最大３年間

2　区テーマ解決支援　‥‥　各区独自のテーマに係る活動を行う団体の支援

各区の政策目標（区基本計画、地域福祉計画等）や地域課題等に応じて各区が設定するテーマに基づく地域づくり活動を対象とする。

限度額：10～50万円　　補助率：10/10、1/2　　補助期間：単年度、最大３年間

3　地域拠点支援　‥‥　地域づくり活動の拠点を整備・確保するための支援

地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備・確保に必要な費用を対象とする。

改装費補助　限度額：25万～50万円　補助率：大学等連携 10/10・その他 1/2　補助期間：単年度

家賃補助　　限度額：60万～120万円　補助率：大学等連携 10/10・その他 1/2、10/10

補助期間：単年度、最大３年間

〔地域活性化支援事業の特徴〕

１　各区役所独自の制度（区自主企画事業）

・　地域活性化支援事業は、地域の状況等に応じて各区役所が独自に実施する制度であり、区役所によって補助の内容（補助限度額や補助期間など）が異なる。各区役所から財政当局へ直接予算要求を行う。

２　透明性の確保（情報公開）

・　補助金の審査に際して「公開プレゼンテーション」を実施し、申請団体から事業内容の説明を行っていただく場合がある。（平成２５年度は全区）

・　補助金交付団体の名称、補助事業の名称や概要、補助事業の実施状況などについて、ホームページで公開する場合がある。

・　補助事業について、事業実施中や実施後にアンケート形式で振り返りをしていただくほか、区役所において評価を行い、その結果をホームページで公開する場合がある。

３　補助の目的（きっかけづくり）

・　「地域全体の活性化」に効果が期待できる活動や、地域の課題解決を図る活動について、特に開始段階の支援を主眼とした制度であり、補助金が終了した後も、自主的な活動が継続して行われるよう促していく。

・　補助金の審査では、申請のあった事業内容について審査委員会が点数評価する形式が基本となる。他の地域団体等との連携により、活動の公共性・公益性を確保し、地域活性化の効果を高めるなど、事業内容の工夫が必要となる。

【平成２５年度区テーマ】

中央区	花見川区	稲毛区
・見守り体制づくり 中央区地域福祉計画のうち、区としての重点項目「見守り体制をつくり、見守り運動を行う」の解決を図る事業 ・ご近所防犯安全運動 地域住民が手を取り合い、コミュニティの輪を広げて防犯に取り組んでいることが「犯罪者から見える」ようにする事業	・子どもと地域団体が連携したまちづくり ・地域が支える思いやりのあるまちづくり	「文教のまち」を活かしたまちづくり (1)自由テーマ型 (2)指定テーマ型 ・テーマ 1:大学生が行う商店街の活性化に寄与する活動について ・テーマ 2:大学生が行う町内自治会の活性化に寄与する活動について ・テーマ 3:稲毛区内にある大学の学生の連携による地域の活性化に寄与する活動について

若葉区	緑区	美浜区
・若葉区の支え合い・見守り活動事業	・地域コミュニティの促進 ・住みやすいまちづくり	・美浜区の海辺を活用した区の活性化